

制定の道に進む「日本国国章損壊罪」とは??

参政党が昨年10月27日に、「日の丸」等を傷つける行為を罰する「日本国国章損壊罪」を盛り込んだ刑法改正案を単独で参議院に提出しました。参政党の改正案では「日本を侮辱する目的で日本国旗などを損壊・除去・汚損した場合に『2年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金』を科す」としています。与党である自民党と日本維新の会も「連立合意書」に2026年通常国会で同じ罪の制定を明記しており、成立に向けた動きが着実に進んでいます。



他国の国旗に対しては「外国国章損壊罪」が適用されるが、日本の国旗には適用されないのはおかしいのでは。

そもそも、「外国国章損壊罪」は日本の外交上の利益を守るためにあるとされています。刑法第二編・第四章「国交に関する罪」に記載されており、公訴には外国政府の請求が必要です。

外国国章損壊罪の趣旨は分かったけど、そうは言っても日本の国旗を傷つけて罪に問えないのは問題じゃない？

直接日本の国旗損壊に関する法律は無くとも、過去には罪に問われ有罪判決が下された例もあります。1987年に沖縄国体の会場で、「日の丸」を引き下ろして焼いた男性が器物損壊などの罪で逮捕され、後に執行猶予付きの有罪判決を受けました。器物損壊罪は3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金若しくは科料に処されます。これは参政党が提出した改正案の国章損壊罪よりも重い刑です。



「表現の自由」に抵触するのではという指摘もあるけど…

日本に限らず時の政権や権力に対して、反対や自らの思いを表現するために国旗を燃やしたり、破ったりする行為はこれまでもありました。上記にある沖縄で「日の丸」を焼いた男性も、根底には平和への思いがありました。アメリカでは80年代に政権への異議申し立てのために星条旗を燃やした男性が起訴されましたが、連邦最高裁は国旗を焼いた行為は憲法で保障される表現行為にあたりと述べ、処罰は違憲と判断されました。



「国旗損壊罪」あなたは必要だと思いますか？